

# 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

## Q&A

### 1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。

- ① **令和3年9月分(10月8日支給)**の児童手当支給対象となった児童(特例給付を除く)
- ② **9月30日時点**で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童  
(保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満の場合)
- ③ **令和3年9月1日から令和4年3月31日までに出生した**児童手当の支給対象児童

### 2. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、**10万円**です。

### 3. だれがもらえるの？（支給対象者）

児童手当の受給者または高校生を養育している保護者の場合、**所得の高い方**が受給者となります。

### 4. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

- ① 児童手当の受給者 **申請不要**  
→ **児童手当の登録口座**に振り込みます。



- ② 高校生のみを養育する保護者 **申請必要**  
新生児(R3.11.1～R4.3.31に出生した児童)の保護者 **申請必要**  
児童手当の支給を受けている、または高校生のみを養育している公務員 **申請必要**  
→ **申請書で指定した口座**に振り込みます。

※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、**令和4年2月28日(月)までに必ずご対応**をお願いします。  
※支給を希望しない場合、申請が必要な方は令和4年2月28日(月)までに福祉課子育て支援室までお申し出ください。(新生児についてはその都度受け付けます。)

### 5. いつもらえるの？（支給時期）

申請不要の方には、**12月24日(金)**に支給予定です。

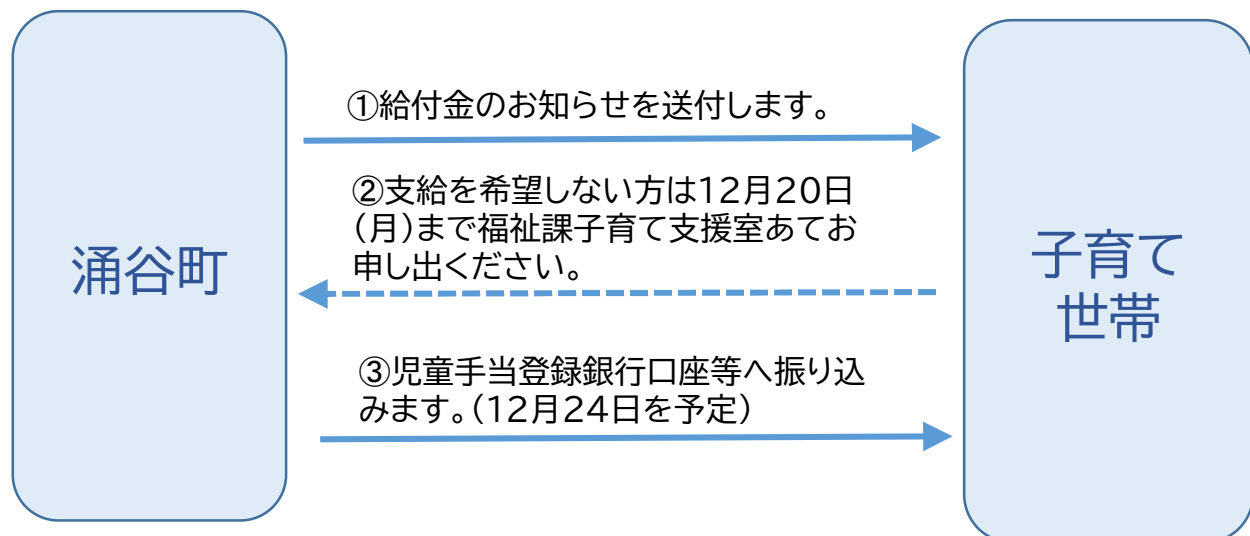
申請が必要な方は、**12月24日(金)**頃に申請書を発送します。申請を受け付け次第、**1月から順次支給を開始**する予定です。



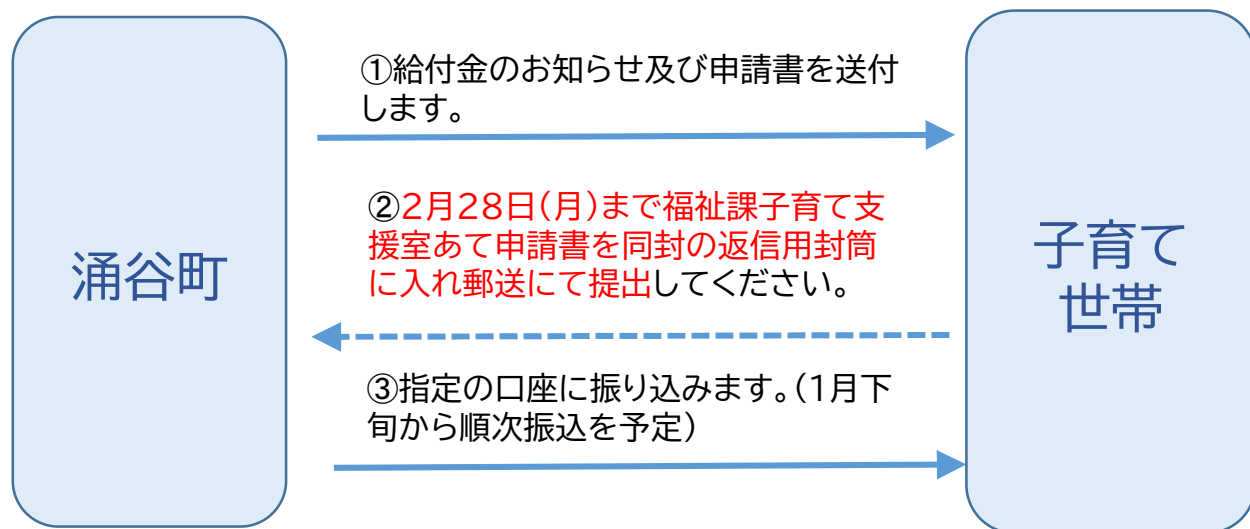
申請方法について、裏面に続きます。必ずご確認ください！



## 申請不要の方(児童手当の受給者)



## 申請が必要な方



その他のお問い合わせは↓



涌谷町 福祉課 子育て支援室  
電話：0229(25)7906

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに涌谷町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに涌谷町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。